

研究

役人の交迭

赤木村大庄屋文書の周辺(その十二)

公員 羽 柴 弘

醇厚い赤木村大庄屋文書をめぐっていくうち、御郡代所奉行の一人に「明 大助」という名が何度か出た。(資料二十六、三十四の如く)佐伯藩きつての学者で、詩人で、且つ俳書で聞こえた人である。去る昭和四十年十一月にわが史談会日、明石秋室先生の百年祭を催し、遺墨展などを開いて、いと盛大にその遺業を追憶した。

秋室明石大助は寛政五年(一七九三年)生れであつたので當時すでに老境、田舎し老人物であつたので重きをなしていなようであるが、いあかる老を以て敬体した。その通達の質書が次の通りである。

(資料第三十九)

御郡代所奉行 明 石 大 助
 御免
 古之通今日被 仰付候間其分相心得可被申候此廻狀
 早々暇達留可相返候 以上
 成 八月晦日 吉野 平太 大

成は文久二年(一八六二年)で数えの七十才、養嗣子に家を譲り、慶応元年十一月二十二日、七十三歳の天壽を究うして家に歿している。墓は市街養賢寺の裏山にある。しかし、しばらくは後仕を補充してはいないようである。

(資料第四十)

さて赤木村のことにかえらう。先ず最初は山平のこと。

幸願口上書

当村道野内御山守直平儀 当酉二月歿死仕候ニ付後
 役之儀吟味仕候間所百姓甚平と申者に被 仰付被
 下候最百世共幸願候
 右願之通被為 仰付被下候日、難有仕合奉存候
 依幸願候如件

文久元年酉年六月十一日

赤木村大庄屋並

安 藤 佐 平

同 小庄屋

八右衛門

同 小庄屋

弥 四 郎

同 地目付

津右衛門

同

喜 平 治 郎

進上

赤木谷のすつと奥、今国有林になつてゐるあたり、佐伯藩直轄の山で、その山守、役人とすれば山後人であるが、それは山番である。当世風は呼べば山林の管理者であるが、この資料と教えて掲げられたのは、赤木村と上組、下組にわけて小庄屋地目付がそれぞれ一人宛で世話をし、それを束ねるのが大庄屋であつた。この文書に及やんと五人の村役人墨印をおしてゐる。次は小庄屋交迭の文書である。

(資料第四十一)

覽

赤木村小庄屋 猪 左衛門

其方儀年被寄其上疾身相成後儀御免相願候ニ付願之
通被成 御免 数年未精出相勤役中御年貢請上納
無滞致旨濟殊ニ老年迄無別奈料勤儀ニ付為 御褒美
馬目老費文被下置候間難可致頂戴儀以上

酉 四月廿日

右日言うまでもなく小庄屋退職感勞にお手当の御沙
汰書である。この鳥羽一費文、今の金にならせは、い
くら位に打のらるう。

(資料第四十二)

覽

赤木村小庄屋

弥 四 郎

右ニ通今日被仰付候依此段御新申上候 以上

酉 四月廿一日

赤木村大庄屋並

安 藤 佐 平

進 上

此書物三通仕立

内走通 御勘定所

同走通 御公事方

同走通 寺社奉行所

右之通差立可申候 以上

(註) 弥四郎は前掲資料第四十二に名を連ねている弥四郎である。

お新り申上候とおるは今日使のお新りの義で、よくお届けするの意。

この文書では三分所のお役所に差出してしていることを重
視したい。山村赤木の小庄屋も整々に扱われていない

こととは意味深いことである。

(資料第四十三)

覽

右昔当甘小庄屋ハ右衛門後役之儀吟味仕候処同所此
目付喜平治に被 仰付被下候様百姓共奉願候
右願之通被為 仰付被下候日、難有仕合奉存候依奉
願候処知件

文久二戌年

役 人 印

これはいわば小庄屋後任の内申書、資料第四十の他目
付喜平治の昇任である。尚その喜平治の後任他目付とい
て百姓共平治を推挙しているが、殆んど同文であるので
揚げない。ここで一志読下しを試みて見よう。

右昔当甘小庄屋ハ右衛門後役之儀吟味仕候処、
他目付喜平治ハ仰せ付け下候様百姓共願い
奉り候 右願いの通り仰せ付け下候様百姓共願い
難き仕合せも存じ奉り候 依つて願い奉り候処知件
知し。

序にここで村の触役を担当していたのであらうと交われ
ている皆合(かいごう)内申の文書があるので揚げよう。

(資料第四十四)

奉願口上書

右昔当甘皆合同所百姓繁七衛門と申者人板実終成者
御座候ニ付相度奉願候右願之通被為 仰付被下
候日、難有仕合可奉存候依奉願候処知件

安政五年七月廿二日

役 人 印

こ二十七よつと漸り申し左い。連載十一月、資料
モ四十数篇と検討し、古時ノ農村ノ実態を多少さぐるこ
とが出来、尚手許には數十篇ノ字しか残ってゐるが、宛長
のそれを受けない前口、次の二篇を掲げて一忘、おしま
いにしたい。

それはこれまで掲げた大庄屋元の原書ノ綴りでなくて
巻軸表装の上のである。直川村の会員休石氏の斡旋で、
赤木大庄屋家の後嗣安藤徳治氏(直川村久留頂)の御厚意に
よるものゝ、ここに両氏に謝意を表するものである。
尚休石会員が安藤家について調査したところによると
安藤大庄屋の家系は凡そ次のようである。

安藤大庄屋家 家系

勘七工門 — 藤七 — 四郎右工門 — 柳兵衛
(未改三年歿) (徳改め) (天保三年歿)

佐 平 — 吉 郎 — 徳 治
(明治十四年歿) (要改め) (明治十四年歿)

(資料 第四十五)

覚

赤木村大庄屋並 柳 兵衛
其村大庄屋並跡役其方江被 仰付候間御置向堅相守
萬端御用筋無抜目村方取廻小庄屋共申談入念措出可
相勤儀 以上

これは藩より下附の柳沙込書であるので、よく方々の
旧家で見かけられる撥長の摩手の紙で、印で押したようなお
家流に書かれています。註解を若干そえて読下し

赤木村大庄屋並 柳兵衛
其の村大庄屋並跡役其方江被 仰付候間御置向堅相守、
萬端御用筋無抜目村方取廻小庄屋共申談入念措出可
相勤儀 以上

仕置日刑罰のそれとなく「お仕置五人組儀」などを用
いられる言葉で、ここでは藩ノ統治を指している。
安藤家も赤木村(現直川村大字赤木)の中心部、堂印部甚
の旧家、今も道路沿いに長く高い石垣が残り、歴代大庄
屋の格式威容をとどめている。但し御当主徳治氏は今直
川村の中心地久留頂に住んでいられる。

このお墨付の主人、柳兵衛という方が休石氏の調査推定
によると、上掲の通り安藤佐平の養父に当るようであ
る。人についてはい幸い同じ表装巻軸に次のような和文の履
歴が掲げられている。その筆者蘭老主人は誰かおから女
い、関連した面白い文書であるので掲げよう。

(資料 第四十六)

安藤柳兵衛ぬしは勝蔵といひし時より世帯にかしこ
く、三十八才にして此村上組のくみ頭となれり。勤るこ
と九年なり。四十七にして上々小庄屋となりけり。
全体心直にして身に私なく公務急らざりしに、大庄屋
家安藤四郎右工門頭役養子(柳)村方取廻小庄屋共申談入念措出可
之丞三三年相勤し。死に因身被遺にして民をなつくる
こと叶はず、勤の怠よりして終に家をいてて役を辞し
白研へかえりぬ。故に此柳兵衛五十三にして同族中
へ上より今年八月に命をこころむりて大庄屋となれり。
よつて中とす。後年子孫のためあらましを記して
表しおくことしかり。

天保九年八月
七十才 関 老主人

(おこわり) 読者の便を考へ句讀点満点、よん版忘及の倒置を施した。

(以上)

研究

古い襦の下張から

佐伯藩家中の書翰筆跡をたつかしむ

会頁 安部 力

一昨年の今頃であつたが、山際の旧士族屋敷の前を通つてみると、一い先頃まであつた旧家が取り壊され、ブルドーザーで整地中である。立止つて見ると、横に古い走具類が山の極に積り上げられている。

ふとその中の一枚の襦、被っている下がる古い墨字が覗いている。私はとつさに先頃読んだ新聞記事を思い出した。山口県のあるお寺の襦の下張から、桂小五郎の手紙が出て来たといふことである。

私は早速責任者に話して五六枚の襦を貰うて帰り、胸をハズませながら解体したまゝである。襦の下から出る紙は出るは――

○ 文政五年年 御小姓頭日記

○ 赤永七寅年 御用日々中継帳

○ 安政四己年 御用日記 御用書

○ 安政五年年 御船中御用中継帳

○ 安政六承年 伺書並道中休泊附

○ 安政六未年 道中金銭掛

争の表紙の中身、更にまた戸倉重貞、阿南宗兵衛、古川氏等の影に数量の手紙類。又北代寛洪院縁云々、奥井春碩、中島増太(子玉)等の文字の記載されている日記帳といふらゝである。

これらは只今整理中であるが、浅学な私には読解は不可能である。然し何とかとりまよめて順次紹介したいと思つてゐる。

まず手始めに今回は佐伯藩家中の方々の、見事な筆跡を示す手紙の目録を掲げよう。宛先はすべて阿波藩右衛門、用紙は薄手の和紙巻紙、夕テ十四種(稀に十六種のものもある)、殆んど私徳であるが次に示す例のように、先ず上々振(殿様)の御披露を伺い、四時折々の挨拶が主で、凡て聖のような手紙で、ちやんと氏名から花押まで整つてゐる。資料としてはいささか物足りない。然し藩政も終りに近い今から百二十年前の五、六十数人の家中の面々の筆跡が窺はれる。

私は次に示すように一人一人(中には二人)大型の封筒に入れ、かなり大冊の本に仕立てて貼りつけ、枚読の便を考へてゐる。御覽になりたい方には喜んで提供するよう考へてゐる。

佐伯藩御家中書翰目録

氏名	数量	参考	事
一 戸倉刑部重貞	二通	十代高松公代 家老 戸倉重貞	天保三年六月、赤永七寅年
二 箕川長兵衛勝壽	二通	新番頭、家老 箕川勝壽	赤永七寅年止月、安政五年
二 関谷三郎兵衛長俊	四通	南谷長徳(家老)	赤永七寅年(御船中)
四 関谷和多理長	一通	大御生所(御取次)	赤永七寅年(御取次)
五 中村右左衛門純業	一通	御御用人	赤永七寅年(御取次)
六 山崎精喜左衛門	一通	御御用人	赤永七寅年(御取次)